

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、後期高齢者医療に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じること、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療事務では事務の一部を外部業者に委託している。情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関し契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

港区長

公表日

令和2年10月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	<p>国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、平成20年4月から新たな高齢者医療制度が始まりました。高齢期における健康の保持増進を図るとともに、高齢世代一人ひとりが被保険者として保険料を負担することにより、現役世代との医療費を公平に負担し、適切な医療を受けられるようにすることを目的とします。</p> <p>後期高齢者医療制度の事務処理については、都道府県の区域ごとにすべての区市町村が加入する広域連合が行います。東京都では、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「都広域連合」という。）が運営主体となり、都内62区市町村が加入しています。区は都広域連合と連携し、主に以下のような事務を行います。</p> <ol style="list-style-type: none">1、被保険者の資格管理2、保険料の月割計算及び特別徴収と普通徴収の振り分け、保険料通知の発送3、給付の各種申請受付4、葬祭費の支給に関する事務5、基本健診
③システムの名称	1後期高齢者医療保険料システム 2東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3システム共通基盤 4税務システム 5健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1資格管理情報ファイル 2賦課情報ファイル 3収納情報ファイル 4給付情報ファイル 5健診情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成27年9月9日改正法律第65号）第9条第1項 別表第一第59項2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第46条3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日条例第28号）第11条の2 第1項 別表第一第8項 第2項 別表第二第8項、第35項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉支援部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 港区役所 国保年金課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	港区役所 国保年金課 高齢者医療係 電話番号 03-3578-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月21日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、平成20年4月から新たな高齢者医療制度が始まりました。高齢期における健康の保持増進を図るとともに、高齢世代一人ひとりが被保険者として保険料を負担することにより、現役世代との医療費を公平に負担し、適切な医療を受けられるようにすることを目的とします。</p> <p>後期高齢者医療制度の事務処理については、都道府県の区域ごとにすべての区市町村が加入する広域連合が行います。東京都では、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「都広域連合」という。）が運営主体となり、都内62区市町村が加入しています。区は都広域連合と連携し、主に以下のような事務を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、被保険者の資格管理。 2、保険料の月割計算及び特別徴収と普通徴収の振り分け、保険料通知の発送。 3、給付の各種申請受付。 4、葬祭費の支給に関する事務。 	<p>国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、平成20年4月から新たな高齢者医療制度が始まりました。高齢期における健康の保持増進を図るとともに、高齢世代一人ひとりが被保険者として保険料を負担することにより、現役世代との医療費を公平に負担し、適切な医療を受けられるようにすることを目的とします。</p> <p>後期高齢者医療制度の事務処理については、都道府県の区域ごとにすべての区市町村が加入する広域連合が行います。東京都では、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「都広域連合」という。）が運営主体となり、都内62区市町村が加入しています。区は都広域連合と連携し、主に以下のような事務を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、被保険者の資格管理 2、保険料の月割計算及び特別徴収と普通徴収の振り分け、保険料通知の発送 3、給付の各種申請受付 4、葬祭費の支給に関する事務 5、基本健診 	事後	
平成27年12月21日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1後期高齢者医療保険料システム 2東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3システム共通基盤 4税務システム	1後期高齢者医療保険料システム 2東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3システム共通基盤 4税務システム 5健康管理システム	事後	
平成27年12月21日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	1資格管理情報ファイル 2賦課情報ファイル 3収納情報ファイル 4給付情報ファイル	1資格管理情報ファイル 2賦課情報ファイル 3収納情報ファイル 4給付情報ファイル 5健診情報ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月21日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項別表第一 第59項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第46条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成27年9月9日改正法律第65号）第9条第1項 別表第一 第59項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第46条	事後	2. 平成27年11月18日現在主務省令については未確認
平成27年12月21日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年3月1日時点	平成27年9月9日時点	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	国保年金課長 佐々木 貴浩	国保年金課長 大原 裕美子	事後	4月1日付人事異動のため
平成28年4月15日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	なし	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日条例28条）第11条の2 第1項 別表第一第8項 第2項 別表第二第8項、第35項	事後	区条例制定による追加
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	国保年金課長 大原 裕美子	国保年金課長 関本 哲郎	事後	4月1日付人事異動のため
平成29年5月22日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計算か	平成27年3月1日時点 平成27年9月9日時点	平成29年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	国保年金課長 関本 哲郎	国保年金課長 鳥居 誠之	事後	4月1日付人事異動のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月21日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例28条)第11条の2 第1項 別表第一第8項 第2項 別表第二第8項、第35項	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号)第11条の2 第1項 別表第一第8項 第2項 別表第二第8項、第35項	事後	条例番号修正
平成30年5月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計算か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 鳥居 誠之	国保年金課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	IV リスク対策 全項目を新規記載			事後	様式変更のため